

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九十三号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中

職員健康審査会の委員

を

職員健康審査会の
税制調査会の委員

委員

に、

奈良県高齢者福祉計画及び奈良県
介護保険事業支援計画策定委員会
の委員

を

奈良県高齢者
介護保険事業
の委員
高齢者生きが
業補助金審査

福祉計画及び奈良県
支援計画策定委員会

に、

歯科保健検討委員会の委員
保育士試験委員

を

歯と口腔
の委員
保育士試
こども・
員

いワーク創設支援事
委員会の委員

の健康づくり検討委員会

験委員

に、「保健環境研究センター調査研究評価委員会の委員」

子育て支援推進会議の委

を「保健研究センター及び景観・環境総合センター調査研究評価委員会の委員」に、

薬事研究センター試験研究等評価
委員会の委員

を

薬事研究センター試験研究等評価
委員会の委員
後発医薬品安心使用促進協議会の
委員

に、

工業技術センター研究開発評価委
員会の委員
高付加価値獲得支援補助金事業評
価委員会の委員

を

産業振興総合センター研究開発評
価委員会の委員
Living Science研
究開発・実証事業補助金選定審査
会の委員
製造業者向け省エネ・節電対策補
助金選定審査会の委員
高付加価値獲得支援補助金事業評
価委員会の委員
国内販路拡大支援事業出展者選定
委員会の委員
海外販路拡大支援事業出展者選定
委員会の委員
ビジネスプラン評価委員会の委員

に、

中央卸売市場取引委員会の委員

を

中央卸売市場取引委員会の委員
眺望のいいレストラン認定審査会
の委員

に、

建設工事紛争審査会の委員

を

建設工事紛争審査会の委員
道路整備委員会の委員

「に、」
「
委員
県営住宅指定管理者選定審査会の
を
」
「
委員
県営住宅指定管理者選定
住生活推進委員会の委員
」

審査会の
に改める。

附
則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（「

「職員健康審査会の委員
」を
「職員健康審査会の委員
税制調査会の委員
」に

改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。